

No.	意見提出者	意見	総務省の考え方
1	個人	改正案の趣旨に賛成です。しかし、阪神・淡路大震災を経験しました者としてお聞き下さい。 それは多くのアマチュア無線家が非常通信などの定義が理解できていません。ですから大震災の時も混乱しました、事実をご承知でしょう。単純に法令を改正するでなく法令遵守のため有線通信との兼ね合いについて全国規模で講習会を役所主催で開いていただき実務的な面も考慮していただきたい。受講者には「認定書」など発行しレベルアップを検討していただきたい、でないと現場は混乱するでしょう。提案通りですと新たな違反者・犯罪人が出るかもしれません。	賛成の御意見として承ります。御指摘については、今後の参考といたします。
2	個人	私は「東大阪市災害非常通信協力隊」に所属しています。この組織の社団局は東大阪市役所を常置場所として市役所内に設置されています。代表者が常置場所へ到着する前に近隣の隊員で運用可能な人間がいれば通信回線の立ち上げを少しでも早める事ができるのでこの改正案には賛成です。早期に公示される事を希望します。	賛成の御意見として承ります。
3	個人	趣旨: 本案趣旨に反対するものではありません。ただし、改正が必要とは思えません。 理由: 文面をそのまま読み取れば、「社団の同意」を得ている事から推測し、立会い可能な関係者がそこに存在することとなります。緊急事態の通信ですから、その関係者がその場を離れてしまうとは考えにくいと思います。 また、同意を得られる要件を満たしている操作者が扱うのであれば、アマチュア無線の社団側で同意する時点において構成員とすれば足りる話であって、社団側の規則にその事実を受け入れる用意を行う事で対応可能であって、アマチュア無線以外の者も参照する当該法規にあえて手を加える必要性は無いのではないのでしょうか？ もし、社団に対して審査基準を設けているのであれば、それこそ、その中に「特別な構成要件を持つ社団においては、緊急通信における通信を行うものに対し、緊急避難的に構成員とすることが可能になるよう規定されていること」等の要件を盛り込むことで事足りると考えます。	社団が開設するアマチュア局(以下「社団局」という。)の定款を変更し構成員とすることで運用することも可能ですが、非常災害時には様々なケースが考えられるため、今回の改正を行うものです。
4	個人	「……その他非常の状態」とは、表現が曖昧で、個人差が出て新たなトラブルの要因になりかねない。「その他」を削除すべきです。 「……社団局であるアマチュア無線局の免許人の承諾を得て」とは、事前にとっておく必要がありそうで、非常の際に、どの社団局を利用することになるかは不明のため、具体的に承諾方法を取り決めておく必要を感じます。また、立会いを無くすこととの関係でいうと、その場に居合わせない相手の承諾が必要か疑問です。	「その他非常の事態」については、電波法第52条及び第70条の7に既に規定されています。 承諾の方法等については、社団が定めるものと考えております。
5	個人	賛否: 見直し案に賛同する。 意見: 現在の当該告示においては、「個人が免許人であるアマチュア局の場合は、免許人以外が運用を行おうとする場合は免許人が立ち会う必要が有ること」および「社団が免許人であるアマチュア局の場合は、社団の構成員以外の者が運用を行う場合には、社団の代表者が立ち会うこと」となっている。この場合において、非常災害時であって、社団の代表者が実地に立ち会うことが不可能な場合においては、社団の構成員以外の者が非常通信を行うことは改正前の告示上からは不可能である。 このため、電第52条に規定する非常通信、および電波法第74条に規定する非常の場合の無線通信を行う場合において、「社団が免許人であるアマチュア局の社団構成員以外による当該通信を可能とするため」に見直し案通りに改定することに賛同する。	賛成の御意見として承ります。
6	個人	非常時におけるアマチュア局のより円滑な運用が可能となるようにする本件告示改正案の趣旨には、賛同いたします。 なお、他の無線局と様々な点において趣が異なり、非常時において柔軟な運用態勢を構築し得るアマチュア無線の性質に鑑み、アマチュア無線局についても「非常時運用人による無線局の運用」(電波法第70条の7)が適用できるよう、検討をお願いいたします。	電波法第70条の7による運用は、簡易な操作によるものに限られており、簡易な操作ではないアマチュア局の運用に同条を適用するのは適当ではないと考えています。

No.	意見提出者	意見	総務省の考え方
		<p>社団であるアマチュア局に限定することなく、個人が開設するものを含め、全てのアマチュア局を運用規制の緩和対象にすべきと考えます。その理由は、次のとおりです。</p> <p>(1)個人であるアマチュア局について、これを、あえて規制緩和の対象から除外する規制目的は見出しにくいと考えます。</p> <p>(2)現行制度では、社団といえども、非常時の運用を目的としたアマチュア局の開設が認められていないのであり、殊更に、社団であるアマチュア局に限る必要はないと考えます。</p> <p>(3)非常通信及び目的外通信について規制する現行の電波法令に、アマチュア局を社団と個人とで区別するものは存在しないところ、本件告示改正案は、個人であるアマチュア局にとって、相対的に新たな規制となります。</p> <p>なお、これまでのアマチュア局による人命救助などの報道をみると、個人であるアマチュア局の運用による活躍が多いのであり、こうした実態からも、本告示改正案において社団であるアマチュア局に限定することは、後々に、運用上の不都合を残すものと考えます。</p> <p>また、社団法人日本アマチュア無線連盟の支部が主催する非常通信訓練等では、個人であるアマチュア局の参加実績は顕著であり、こうしたことから、個人であるアマチュア局を除外すべきではないと考えます。</p> <p>(4)非常時においても、「運用者は、アマチュア局の無線設備を操作することができる資格を有し、かつ、当該資格で操作できる範囲内で運用するものであること」との条件が存することから、社団であるアマチュア局であれ個人であるアマチュア局であれ、無線局の適正な運用の確保について適切な監督の履行に差は無いものと考えます。</p> <p>(5)本件告示改正案は、「構造改革特別区域の第16次提案等に対する政府の対応方針」(平成22年3月25日、構造改革特別区域推進本部)において「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として掲げられたものの具体的措置であると思慮します。この政府の対応方針では、アマチュア局について、「社団であるアマチュア局」に限定しておりません。特区第16次の提案主体は、もともと「公共・公用施設内」の「社団アマチュア局」についての規制緩和を求めておりましたが、これは、「公共・公用施設内」を設置(常置)場所とするアマチュア局の免許人が個人であることは想定し難いためであると思慮します。</p> <p>なお、政府の対応方針において「社団であるアマチュア局」に限定されなかったのは、総務省と構造改革特別区域推進本部とのやりとりの中で結実したものと認識しております。本件告示改正案では、設置(常置)場所や運用場所について規制していないところ、「社団であるアマチュア局」に限定する必要は無いものと考えます。</p> <p>承諾の方法については、免許人の任意の方法に委ねているものと考えます。この点、告示にあたっては、別途、推奨する承諾の方法等について、アマチュア局免許人に十分な周知をお願いいたします。</p> <p>本件告示改正案における非常時の定義は、有線通信の利用可否を考慮していないことから電波法第52条第4項に規定する非常通信の定義より広くなっているところ、告示改正案の非常時の定義と非常通信の定義との差分については、アマチュア業務に属するとの行政解釈が存するものと考えます。</p> <p>なお、非常通信が我が国独自の制度であるところ、前掲の差分を含む本件告示改正案の非常時の定義に該当するような状況下でのアマチュア局の運用は、国際的には、関係主管庁において合法性が担保されているものと考えます。この点、法令上の疑義が生じないよう、アマチュア局免許人のほか、地方公共団体等の公共機関にも周知をお願いいたします。</p> <p>非常時の無線通信の実効性を担保するためには、日頃からの訓練が重要であることは周知のとおりです。非常時の訓練のために行う通信についても、その必要性に鑑み、非常時と同様、本件告示改正案において所要の措置を講じてください。その際、本告示改正案の趣旨が徹底されるよう、目的外通信であって、送信において「クンレン」の前置を要する電波法第74条第1項に規定する通信の訓練のために行う通信に限定することが適当であると考えます。</p>	<p>今回の改正は、社団局に限り運用を可能とするものです。</p> <p>承諾の方法等については、社団が定めるものと考えております。</p> <p>周知に関する御意見については、今後の参考といたします。</p> <p>訓練時は免許人が立ち会うことが必要と考えます。</p>

No.	意見提出者	意見	総務省の考え方
		告示された場合は、アマチュア局免許人に対して、無線局免許状交付時あるいは電波利用料納入告知書送付時など適切な機会を捉えて、これを周知してください。 また、地方公共団体等の公共機関に対しても、非常時におけるアマチュア局の運用について理解が得られるよう周知してください。	周知に関する御意見については、今後の参考といたします。
7	個人	1. 賛否 アマチュア局の社会奉仕活動充実の観点から、本改正案に賛成します。 2. 意見 現在、無線従事者の管理の下、国際宇宙ステーションとの交信に限り無線従事者免許証を取得していない小・中学生の運用が許されていますが、科学技術への興味の伸張や国際文化修得のため、アマチュア局の特別記念局・特別局の運用あるいは、個人が開設するアマチュア局が行う小・中学校等での運用(公開運用)についても、無線従事者の管理の下での運用ができるよう、告示の改正を希望します。	賛成の御意見として承ります。 今回の改正は、社団局に限り運用を可能とするものです。
8	社団法人日本アマチュア無線連盟	アマチュア局の無線設備を操作することができる資格を有する者が、他の免許人のアマチュア局を運用する場合、社団であるアマチュア局に限り、非常時には、一定要件の下でその立ち会いを要さないこととする関係告示の一部を改正することに賛成します。 非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行う場合、無線従事者の配置に自由度が増すので支持いたします。	賛成の御意見として承ります。
9	個人	原案に賛成します。	賛成の御意見として承ります。
10	個人	今回の改正案では対象を社団局に絞っていますが、非常の事態に際して、免許人の承諾を得ているならば、社団局に限定する必要は無いものと考えます。つまり法70条の7の規定を準用すればよろしいかと思います。 ただし70条と同様にこの通信は目的外通信にあたり、総務大臣への報告義務が生じていますが、必ず運用者名を報告する義務を付記することを盛り込むことを付記する必要があるかと思います。	今回の改正は、社団局に限り運用を可能とするものです。 電波法第70条の7による運用は、簡易な操作によるものに限られており、簡易な操作ではないアマチュア局の運用に同条を適用するのは適当ではないと考えています。
11	個人	記述のある告示案につきまして、異議はありません。 予想される甚大な災害の際に、本改正案が有効に活用されると確信します。是非、推し進めて頂きたいと思っています。	賛成の御意見として承ります。
12	個人	「非常時におけるアマチュア局の運用規制の緩和に関する告示改正案に係る意見募集」に関して、告示案に反対の意見を表明するものです。 理由は現行の法制度でほとんど問題がなく運用が可能であり、法令の変更を必要としないこと、および今回の変更案によって無線局の実際の運用者が特定不能になる恐れがあるためです。今回の告示が問題である根底にゲストオペレータ制度の制度的問題があると思われるので、ゲストオペレータ制度の変更についても提案します。 1. 現行の法制度で問題が生じない理由 アマチュア局の社団局の構成員の変更は届け出事項であるため、事後で処理が可能です。そのため、定款上の運用者を制限する規定がなければ、構成員以外のもので社団局を運用する必要が生じたときに、期限を限って構成員として追加することで社団局の運用が可能になります。社団局の構成員の追加届も書けないような切迫した事態も想定できないこともないですが、告示案でも社団局の構成員により運用者が有効な免許を所持していることを確認する必要があることはかわらず、運用上の手間はほとんど変わらないものと思われれます。	社団局の定款を変更し構成員とすることで運用させることも考えられますが、非常災害時には様々なケースが考えられるため、今回の改正を行うものです。

No.	意見提出者	意見	総務省の考え方
		<p>2. 告示案の運用で問題が生じる理由 現在のアマチュア無線のゲストオペレータ制度では、業務日誌などの文書で実際に運用した者を特定して記録する必要はない。(社団局であっても運用者を記録する必要はない)。従来の制度では社団局の構成員の立会いを必要としていたため、最低限通信内容を社団局の構成員のだれかが把握していることになっていたが、構成員の立会いの条件を外してしまうと、コールサインがわかっても運用者を特定することが不可能となります。 また運用に問題があった場合の行政処分を行う場合に、運用者が判明しないことは大きな問題になると思われます。(運用に立ち会っていない社団局の代表者の責任を問うことは現実的でないと思われます) また、非常通信が必要な状況に運用者の特定が困難な無線局が発生することは情報の正しい伝達の観点から問題であると思われます。</p> <p>3. よりよい運用方法の提案 日本アマチュア無線連盟(JARL)の総会において、委任状の表示がコールサインによって表示されることに象徴されるように、アマチュア無線の世界ではコールサインは運用者を識別するものとして扱われています(陸上移動局など業務局がコールサイン=無線機の識別符号であるのとは対象です)。現実問題としてゲストオペレータでの運用時に、交信の相手に運用者がわからないことは問題があり、JARLの広報でも“ゲストが使用するコールサインは、訪問先で運用する局のコールサインを使用しておこなってください。” なお、そのコールサインのあとには、社団局の場合と同様に、ゲストのコールサインまたは従事者免許しか持っていないアマチュアは名前を適宜送出して、ゲスト運用であることが相手局にわかるようにしてください。(*1)としています。 また、現在のアマチュア局の送信機のほとんどは技術適合基準の認定機または保障認定により免許を得ていることから、免許人以外が運用しても「電波の質」に影響を与えることは考えにくいです。 以上から、アマチュア局のゲストオペレータ制度を「既存の無線局に臨時に操作を行うものを追加する」運用ではなく、「すでに無線局として免許されている(技術的に法律の定める基準に適合していることが明らかな)設備を、臨時的に他の無線局の設備に組み込む」という運用をすることが望ましいと考えます。 例) 運用者A(アマチュア局の免許を持つ)、運用者B(アマチュアに相当する無線従事者免許のみ持つ)が施設所有者C(アマチュア局の免許を持つ)の設備を使用する場合</p> <p>現在の運用 AがCの設備を使って運用する場合 Cの監督のもとコールサインはCのものを送出。触法行為があった場合の行政処分の対象はC局となる。 BがCの設備を使って運用する場合 同上</p> <p>望ましい運用 AがCの設備を使って運用する場合 Aの責任のもとにおいてAのコールサインを送出。触法行為があった場合の行政処分の対象はA局とする。 BがCの設備を使って運用する場合 Bの運用者の識別手段がないため、当局が「送信設備を持たない無線局の識別符号」をBに発給し、Bはその識別符号を持って送信する。行政処分の対象はB局 またはC局の監督のもと、C局のコールサインに識別のための符号を付加して送出する。Cは記録としてBの氏名および使用した識別の符号を記録すること。</p> <p>*1) http://www.jarl.or.jp/Japanese/2_Joho/2-2_Regulation/guest_op.htm より</p>	<p>免許人が承諾をすることからも、その社団局の運用者が誰であるかは把握はできているものと考えています。</p> <p>御提案の件については、今後の参考といたします。</p>

No.	意見提出者	意見	総務省の考え方
13	個人	<p>告示そのものとしては、現案(原案)で構わないと思慮します。 ただし、文中の「運用しようとする社団であるアマチュア局の免許人の承諾を得て」の「承諾」に、運用上の混乱が予想されます。そこで別途ガイドライン等の補助的な情報の提示により、想定される混乱を回避すべく導いていただけますよう、お願いします。</p> <p>たとえば現在、『電波法関係審査基準』の『別紙1 無線局の局種別審査基準 第15 アマチュア局』中に『(参考) ゲストオペレーターについて』が記されていますが、そこに、該ガイドラインを追記する等の策がありえます。 【ただし、同記載については別提案があります。後述します。】</p> <p>ここで、「承諾」に起因する疑問点としては、以下のような例が想起されます。</p> <p>●「承諾」の時期(事後承諾の可否) 非常時下においては、かかる「承諾」を得ることは、事実上困難であると予想します。ならば事前に「承諾」を得ておくことが万策となりますが、そうでない場合において、やむを得ずの「事後承諾」は許されるのでしょうか？</p> <p>●「承諾」の方法(確証の要否) ・口頭での合意で許されるものなのでしょうか？あるいは、 ・文書(例として、同告示にある「無線局運用証明書」のようなもの)が必要なのでしょうか？</p> <p>●承諾者 「承諾」を与えるのは「運用しようとする社団であるアマチュア局の免許人」とありますが、それは誰なのでしょうか？ ・「代表者」だけなのでしょうか ・「理事」のいずれかなのでしょうか ・「社員」(「構成員」)であれば誰でも可なのでしょうか これは、次項の問題とも関連し得ます。</p> <p>●社団局社員間の意見の不一致 社団局の社員(構成員)は複数であることが自明なのですから、「承諾」に関して社団局内の意思が統一されない場合があります。このような場合、承諾の有無についてどう解釈すべきでしょうか？</p> <p>一例として、 ・社員Aから「承諾」を受けて運用に入った後で、 ・社員Bから「承諾しない、運用を中止せよ」と言われた場合、「承諾を得た(運用を継続できる)」とみなせるのでしょうか？</p> <p>また、意見不一致の場合は承諾の判断が優先順位づけされ、「代表者」、ついで「理事」、ついで「それら以外の社員」とでもなるのでしょうか？もともと、意見の対立が、同格の者相互による場合もあり得ます。</p> <p>●掲示による承諾の可否 社団であるアマチュア局の免許人が、たとえば「非常時にはどなたでもお使い下さい」と常時掲示しておけば、任意の者(所定の無線従事者資格を有していることが前提)に対し、「承諾」とみなせるのでしょうか？ この際、掲示する場所としては以下の例が想定されますが、どうでしょうか ・無線設備そのものの近辺 ・インターネット上で当該社団の有するWeb等</p>	<p>承諾の方法等については、社団が定めるものと考えております。</p>

No.	意見提出者	意見	総務省の考え方
		<p>●『電波法関係審査基準』関連 その1 『電波法関係審査基準』の『別紙1 無線局の局種別審査基準 第15 アマチュア局』に、『(参考) ゲストオペレーターについて』が記されています。しかし、該内容は総務省の内部を対象とした『電波法関係審査基準』に閉じられるべきではなく、広く一般のアマチュア局にむけて周知されるべきものです。 そこで、同内容の『総務省Web』等による公開をお願いします。たとえば現在、『電波利用ホームページ』の『資料集』に、「135kHz帯を使用するアマチュア局に係る等価等方輻射電力」が掲載されていますが、それと同列の扱いとしてはいかがでしょうか。</p> <p>●『電波法関係審査基準』関連 その2 同「(参考)」において、「なお、社団局の場合と同様に、免許人のコールサインの後に運用者のコールサイン又は名前を送信することについては支障ない。」と記されています。ここで「社団局の場合と同様に、」とありますが、「社団局のコールサインの後の、運用者のコールサイン又は名前の送信」に関する規定は、無線局運用規則はもとより、どこにも存在していません。 近い規定として、かつてあった「郵波陸第1132号(昭和34年12月25日)『社団の開設するアマチュア局について』」についても、「現在、効力を失っております」との確認をいただいています(平成19年7月12日/7月20日総移基第216号により、開示に併せ当方個人宛ご回答)。 したが、この「社団局の場合と同様に、」の部分は、参照すべき先が存在していないのですから、表現として不適当です。削除等の検討をお願いします。</p> <p>●告示同項第3号関連 該告示の同項第3号において——「呼出し又は応答を行う際は、運用しようとするアマチュア局の呼出符号又は呼出名称を使用するものであること。」——とあります。</p> <p>しかし、アマチュア局対し「呼出名称」が付与され得ないのは、国際的な『無線通信規則』、および、本邦の『電波法関係審査基準(識別信号の指定基準)』のどちらからしても、明らかです。そこで今回の改正を絶好の機会と捉え、「アマチュア局の呼出符号又は呼出名称」とあるのを、次のいずれかに改めらてはいかがでしょうか (案1)「アマチュア局の呼出符号」 (案2)「アマチュア局の識別信号」</p>	<p>周知に関する御意見については、今後の参考といたします。</p> <p>今回の意見募集とは異なる内容ですので、頂いた御意見は今後の参考といたします。</p>
14	個人	<p>なぜ、社団局に限定するのでしょうか？社団や個人には、それぞれ様々な性質のものがあるので、社団か個人かで取り扱いを差別することには合理的な理由がなく、「社会的身分」による不合理な差別として憲法第14条第1項違反だと思います。同項の「社会的身分」とは、人が社会において占める継続的な地位をいい(最高裁判例昭和39年5月27日)、社団か個人かもこれに当たると考えられます。もっとも、法人の人権は性質上可能な限り保障されるに過ぎないのですが(最高裁判例昭和45年6月24日)、これは法人の人権保障を個人よりも限定するものであり、個人の人権保障を社団よりも劣位に置くことは許されないと考えます。</p> <p>非常時における免許人の承諾は、非常時であるため事前に承諾を受けることが困難な場合もありうることから、事後でもよいと解するべきだと思います。</p>	<p>今回の改正は、社団局に限り運用を可能とするものです。</p> <p>承諾の方法等については、社団が定めるものと考えております。</p>

No.	意見提出者	意見	総務省の考え方
15	個人	<p>異常気象による災害や必ず起こると言われている地震など自然災害に備えて、通信の確保は重要です、ごく最近の例では奄美大島の豪雨災害に際して携帯電話の基地局が機能を停止し一時通信が途絶え災害の状況把握が出来ない事態に陥ったことは記憶に新しいところです。こんなとき補助的な通信手段として全国に点在する75万のアマチュア局の協力が期待されます。しかし現状の電波法では、たとえ非常通信であっても有資格者の操作が前提で、今回の改正案でも例外では有りません、「アマチュア局の無線設備の操作の特例」としては、施行規則第34条の10に規定が有ります。しかし、これは「臨時に開設するアマチュア局」についての定めであって非常通信を行うアマチュア局の場合には摘要は有りません。もちろん教育的見地から特例を設ける事は重要ですが国民の生命財産を守ると言う見地はより重要だと私は考えます。</p> <p>今回の改正案は従来から見れば一歩前進ですが、有資格者でなければ操作できないとしていることから殆ど効果は期待できないと推測します、なぜならば被災地で有資格者を充当するのは極めて困難と思われるからです、従って今回の改正に加へ非常通信を行う場合においては、操作資格の無い者でもアマチュア局の免許人の管理下で当該局の「通信操作」が可能になれば相当の効果が期待できます。現行の電波法下でも「無線従事者の資格の無い者」が空中線電力5Wの簡易無線局の操作はできるし、有資格者の管理下では無資格者でも無線局の通信操作は可能なので、不可能な話では無いと考えますが如何でしょうか。</p> <p>※今回の改正案に賛成です。但し、「平成7年郵政省告示第百八十三号」を次の様に改正する事を提案します。</p> <p>二 アマチュア局であつて次の各号に掲げる運用方法によるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 省略(変更無し) 2 省略(変更無し) 3 運用者は、運用しようとする社団で有るアマチュア局の免許人の承諾を得て非常通信を行うときは、当該免許人の立ち会いを要しない。 4 無線従事者でない者が、運用しようとするアマチュア局の免許人の管理のもと、非常通信の通信操作を行うときは無線従事者の資格を要しない。 5 省略(変更無し) 	<p>簡易な操作ではないアマチュア局の運用を無資格者に行わせるのは適当ではないと考えています。</p>
16	個人	<p>『告示改正案』に賛成致します。</p> <p>・理由 災害時に於いては、無線設備の損壊等で自局の運用が出来ない事が推察されますので、運用可能な『社団局』の無線設備で運用する事は、非常に有用な事と考えます。 但し、災害時には、『社団局』の『免許人』が立ち会いを行うのも困難な状況も有りますので、『免許人』の了承の基、運用出来る事は、必要且つ、有用と考えます。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p>
17	山梨中央市防災ネットアマチュア無線クラブ	<p>われわれ山梨中央市防災ネットアマチュア無線クラブは、大規模災害等に備え、アマチュア無線などの特技を生かし、情報収集・伝達活動を行う目的として活動をしています。このたびの件に関しまして、当クラブとしましては改正案を破棄していただき、現行どおりでよいのではないかと意見が大部分を占めました。</p> <p>理由としましては、ライセンスをもたない者が、果たしてその場で速やかに電波を出すことができるのでしょうか。また、ライセンスをもたない者が運用すると逆に、混乱・錯綜を招くのではないかといった意見です。災害発生時だからこそ、ライセンスをもった者が情報収集・伝達を行うべきではなからうかと、当クラブは考えました。</p>	<p>本改正案は、従来どおり有資格者による運用を前提としております。</p>